

番号：140184

国名：スリランカ

担当部署：スリランカ事務所

案件名：紛争影響地域におけるコミュニティ開発人材育成プロジェクト（教材開発・指導者研修）

## 1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：教材開発・指導者研修
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2 契約予定期間

- (1) 全体期間：2014年5月上旬から2014年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.6M/M、現地5.00M/M、合計5.6M/M
- (3) 業務日数：

業務予定期間(日数)	国内準備期間	第1次派遣期間	第二次国内準備期間	
	4日	45日	2日	
	第2次現地派遣期間	第三次国内準備期間	第3次現地派遣期間	帰国後整理期間
	60日	2日	45日	4日

※業務工程については上記を想定するが「10 特記事項(1)」を参照の上、プロポーザルにて提案すること。なお、渡航回数は3回を上限に設定すること。

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月23日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても

受領致しかねます。ご留意ください。

#### 4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
- ③語学力 14点
- ④その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務	能力強化研修に係る企画・実施支援に関する業務
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

#### 5 条件

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：特になし。

#### 6 業務の背景

2009年5月、スリランカにおいて、30年近く継続した武力紛争が終結した。紛争で最も影響を受けた東部州、及び北部州のうち、2007年に武力紛争が終結した東部州では基幹インフラの復旧がある程度進み、開発期に移行する一方で、紛争末期に激戦が行われた北部州は一時28万人に及ぶ国内避難民(IDP)を生み出すなど、東部州以上に甚大な被害を蒙ったことから復旧が遅れている。その後、2012年後半に公式には、北部及び東部における全てのIDPが帰還し、2013年前半には緊急支援の多くが完了した。これに伴い、北部州においても基幹インフラの復興が進められており、帰還民による生計活動が再開されつつある。しかしながら、同地域には安定的に生計活動を営む基盤が未だに不足していることや、土地なし農民や寡婦世帯などの社会的脆弱層と土地所有世帯等との間で経済格差が拡大しつつあるなど、紛争中そして終結直後の状況と異なる新たな課題が発生している。更に、紛争時は行政サービスが行き届いていない地域が多く存在し、住民も避難生活を繰り返す中で組織化がなされていなかったことから、行政と住民との信頼関係が構築されていないといった紛争影響地特有の課題を抱えている。このため、住民と直接接する機会の多い地方行政官による住民の状況把握力、及び住民に接する能力の強化が課題となっている。

本案件は、要請がなされた当時、まだ紛争中にあつた両州において実施中であつた各種

コミュニティ開発案件（「北東部津波及び紛争被災地域コミュニティアップリフトメント（T-CUP）」、「コミュニティアプローチによるマナー県復旧・復興計画（MANRECAP）」、「農村復興開発計画（PEAGE）」、「トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画（TRINCAP）」等）などで培った成果をもとに、両州を所管する地方行政官の実践力強化を通じた住民によるコミュニティ開発を推進するため、2007年度に技プロの要請として上げられ、翌2008年度に採択されたものである。その後、紛争終結後の緊急支援を行いつつ、スリランカ政府と本案件のコンセプト及び実施手法に係る協議を進めた結果、2011年2月にR/Dが締結された。

同R/Dの締結を受け、JICAは同年7月にローカルコンサルタントによる両州の研修ニーズ調査を実施、同年10月に「プロジェクト運営管理／研修企画」分野の長期専門家を派遣した。2011年12月の第1回JCCにおいて北東部の復興の進捗状況等を勘案した案件の枠組み見直しをスリランカ側から要望されたため、プロジェクト目標は変更せず、各州の研修実施機関の機能強化に焦点をあてた案件内容に軌道修正し、紛争影響地域を一部抱える北中部州を加えることで合意した。2013年3月の修正R/Dの締結をもって、案件実施基盤が整い、本格的に活動を実施している状況にある。

本専門家は、現在派遣中の「プロジェクト運営管理／研修企画」分野の長期専門家や他の短期専門家及びカウンターパート（C/P）機関であるスリランカ経済開発省、北部州政府、東部州政府、北中部政府及びこれら3州の行政官研修機関（MDTs）等と協力し、「スリランカ行政開発研究所（SLIDA:注1）」に対して、新規6研修モジュール（単元）（注2）を開発し、既存4モジュール（注3）を含めた全モジュールの指導者研修（Training of Trainer以下TOT）実施とその改善及び研修計画全体に係る高度な技術移転を伴う助言・指導も行うものとする。

なお、本プロジェクトでは、全3コース10モジュール作成を支援するが、2013年度末までに予定されているのは、「Human Skill」コースの4モジュールである。

注1：スリランカ政府側のTOT研修 実施などに係る委託機関

注2：①Good Governance、②Productivity and Quality Improvement、③Regional Planning、④Project Planning and Management（以上が「Community Development and Management」コースを構成）ならびに⑤Introducing Basics of Grass Root Level Livelihood、および⑥Entrepreneurship Training（以上が「Sustainable Economic Development」コースを構成）

注3：①Communication Skills、②Community Empowerment and Social Mobilization、③Conflict Management、④Team Building and Leadership（以上が「Human Skill」コースを構成）

## 7 業務の内容

本業務従事者は、2013年度に派遣された「研修計画/教材体制作成」専門家（業務実施契約単独型）の成果を引き継ぎ、SLIDAを含む関係者に対して研修モジュールの開発とそのTOT実施を支援する。JICAスリランカ事務所及び現在派遣中の長期専門家（プロジェクト運営管理/研修企画）とも協議した上で、以下の業務を行う。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2014年5月上旬）

① これまでに作成された報告書等（運営指導調査報告書、専門家報告書、短期専門家報告書、2011年度に実施したローカルコンサルタントによる研修ニーズ調査報告書（北部州、東部州）、スタディ・ツアー候補地に関する基礎資料、SLIDAが作成した研修委託業務プロポーザル、及び本事業のプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM））をレビューし、プロジェクトのこれまでの成果を踏まえた上で、既に作成されたモジュールの確認と本研修実施における運営体制の強化に向けた課題を整理する。

② ワークプラン（英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、業務計画の説明を行う。なお、ワークプラン作成に際しては、SLIDA作成の研修委託業務計画の最新のスケジュールについてJICAスリランカ事務所を通じて事前に確認し、本研修委託業務計画と整合性を図ることに留意する。

(2) 第1次現地派遣期間（2014年5月上旬～6月中旬）

① JICAスリランカ事務所、プロジェクト長期専門家、及びC/P機関にワークプランを提出し、業務計画の内容の説明と、実施上の留意点を確認する。

② 2014年度に教材開発予定の6モジュールに関わるSLIDA関係者に対しては、各モジュールの具体的な作成手順、既存の4モジュールの教材の活用状況を確認する。

③ 北部州（MDTI）、東部州（MDTD）、及び北中部州（MDTU）の各研修実施機関のTOT・研修準備と実施状況について確認し、2014年度実施計画に沿って課題・改善点を抽出する。

④ 上記の確認作業を経た後、既存4モジュールのTOT実施支援をSLIDAに対して行う。

⑤ 新規6モジュールの教材開発について、3州の研修実施機関および研修受講対象者などの関係者から、教材に盛り込むケーススタディ案の聞き取り・抽出・作成を行なった上で、SLIDAの教材作成を指導し、研修教材としてとりまとめる。

⑥ ②～⑤の結果報告をC/P機関に行うと共に、今後の計画についてC/P機関と協議し、合意する。

⑦ 業務結果をJICAスリランカ事務所に報告する。

(3) 第1次国内作業期間（2014年6月下旬）

① JICA経済基盤開発部へ現地業務結果を報告する。

② 第1次現地業務結果を踏まえ、必要に応じ、ワークプラン（英文）を修正する。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年7月上旬～9月上旬)

① 第1次現地業務の際に助言・指導を行った指摘の反映など、SLIDAによるTOTの実施状況を確認し、TOTの実施方法や教材内容改訂の必要性などについてSLIDA及びMDTsに対して、課題を共有する共に、解決にかかる話し合いと取りまとめを行う。

② 先行4モジュールのTOT実施にかかる課題・改善点を反映した、新規6モジュールの教材改善策について協議する。

③ 7月に開催を予定している全プロジェクト関係者を集めた全体調整会議(JCC)にて、モジュール作成及びTOT実施などの進捗状況を報告し、今後の活動計画について説明する。

④ ①～③の結果報告をC/P機関に行うと共に、今後の計画についてC/P機関と協議し、合意する。

⑤ 業務結果をJICAスリランカ事務所に報告する。

(5) 第2次国内作業期間(2014年9月中旬)

① JICA経済基盤開発部へ現地業務結果を報告する。

② 第2次現地業務結果を踏まえ、必要に応じ、ワークプラン(英文)の修正内容を確認する。

(6) 第3次現地派遣期間(2014年10月上旬～11月中旬)

① 第2次現地業務の際に助言・指導を行った指摘の反映など、SLIDAによるTOTの実施状況を確認し、TOTの実施方法や教材内容改訂の必要性などについてSLIDA及びMDTsに対して、課題を共有する共に、解決にかかる話し合いと取りまとめを行う。

② 先行4モジュールのTOT実施にかかる課題・改善点を反映した、新規6モジュールの教材改善策について協議する。

③ 7月に開催を予定している全プロジェクト関係者を集めた全体調整会議(JCC)にて、モジュール作成及びTOT実施などの進捗状況を報告し、今後の活動計画について説明する。

④ ①から③の結果と今後の計画についてC/P機関と協議し、合意する。

⑤ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAスリランカ事務所に報告・提出する。

(7) 帰国後整理期間(2014年11月下旬)

JICA経済基盤開発部へ、活動成果、今後の課題等に関し報告を行う。

## 8 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文10部：監督職員、経済基盤開発部、南アジア部、プロジェクトチーム、CP機関（計6部））

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- (2) 現地業務結果報告書（英文10部：監督職員、経済基盤開発部、南アジア部、プロジェクトチーム、CP機関（計6部））

記載事項は以下の通り。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、経済基盤開発部、南アジア部）

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出することとする。

## 9 見積書作成にかかる留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

なお、見積作成に係る留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

- (2) 戦争特約保険料

特になし。

- (3) 一般管理費等の上限加算

特になし。

## 10 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

- ①現地業務日程

現地派遣期間は2014年5月上旬～11月中旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

- ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は以下のとおりです。

- ア. プロジェクト運営管理／研修企画（長期派遣専門家）
- イ. 教材作成支援・脆弱層支援（短期派遣専門家（コンサルタント） 5月下旬～6月上旬派遣予定）
- ウ. 組織運営改善（短期派遣専門家（コンサルタント） 5月上旬～6月下旬派遣予定）
- エ. 研修実施モニタリング（短期派遣専門家（コンサルタント） 7月上旬～2015年2月下旬派遣予定）
- オ. 視聴覚教材作成（短期派遣専門家（コンサルタント） 11月上旬～2015年2月下旬派遣予定）

プロジェクトの実施体制については、スリランカ政府側の全体調整は（JCCの議長として）スリランカ経済開発省が行うものの、研修の実質的な取りまとめ役をSLIDAが担うこととなっています。SLIDAは本プロジェクトで策定予定の全3コースの10モジュールの研修ごとに平均で3名のモジュール策定チームを編成し、各教材（案）の作成を順次行い、SLIDA、MDTs、及びJICA専門家で構成されるWGで成案として固め、JCCで承認を得るという流れで行われます。

- ③プロジェクトは、SLIDA内に執務スペースを有するとともに、3州にプロジェクトが雇用するスタッフ(内部)を配置し、MDTsの支援にあたらせています。

#### ④便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
なし
- イ) 宿舎手配  
なし（ただしプロジェクトによる紹介あり）
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上  
必要に応じ手配します（タミル語⇄英語）
- オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
業務開始時のSLIDA事務所内プロジェクト・オフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）。北部州（MDTI）、東部州（MDTD）、及び北中部州（MDTU）の各州の研修実施機関に出張する際は、それぞれの研修機関内

にて執務スペースを提供。

(2) 本業務遂行に際し必要となる知見

長きにわたる紛争を背景に成立した州行政組織と中央の出先機関が並存するスリランカ行政機構と、州政府および中央政府ならびに州の機関であるMDTsと中央政府機関であるSLIDAとの複雑かつ機微な関係についての知識を有し、スリランカの政治的・文化的・民族的を踏まえた上で、TOTおよび二次的受益者である現場行政官向け研修が実効性かつ持続可能性を備えられるような配慮と検討が行われることが必要となります。その観点を踏まえ、C/P機関に対し、高度な技術移転を伴う指導・助言を行うことが特に求められています。

(3) C/P研修

6月下旬から7月上旬にかけて、経済開発省及びSLIDA局長・局長補佐、3州政府次官及び3州のMTDs所長を対象としたC/P研修を別途JICAの予算にて実施予定。

(4) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構経済基盤開発部平和構築・都市地域開発第二課(TEL:03-5226-8117)にて配布します。

- ・プロジェクトが作成・収集した各種資料(最新の行政官配置状況修正R/D、第3回JCCまでの会議資料(含む第3回JCCまでの議事録)等)
- ・運営指導調査報告書(2011年12月、2012年11月、2013年11月)
- ・専門家活動報告書(プロジェクト運営管理/研修企画)

②その他、本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト

(<http://gwwweb.jica.go.jp/>)で公開されています。

- ・プロジェクト基本情報(ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報)

以上